

# 千葉県済生会習志野病院 看護師奨学金規程

## 第1条 (目的)

この規程は、社会福祉法人<sup>恩師財団</sup>済生会 千葉県済生会習志野病院（以下、「習志野病院」という）が、習志野病院の理念および活動方針を理解し、習志野病院での就業を希望する看護師を育成するために奨学金制度を定める。

## 第2条 (名称及び奨学生)

この制度の名称は「看護師奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生という。

## 第2条の2 (定義)

- (1) 看護学校とは大学、短期大学（3年制・2年制）、専修学校（3年制・2年制）、高等学校5年一貫コースにおいて看護師免許取得のために就学することをいい、通信制の学校はこれに該当しない。
- (2) 交代勤務とは、習志野病院は入院患者及び救急搬送される患者対応のため、24時間体制が必要であり、日勤、夜勤及び早番並びに遅番等のシフト制の勤務をいう。
- (3) 勤務調整とは、習志野病院は看護協会が推奨する教育制度を採用しているが、習志野病院が希望する看護技術が習得できず、一定期間を経過しても交替勤務ができないことをいう。
- (4) 常勤看護師とは、習志野病院に常勤で採用され看護部で行なうすべての交替勤務を勤務調整することなく行うことのできることをいう。
- (5) 奨学金貸与期間と同一の期間とは、習志野病院で貸与期間と同一の期間を常勤看護師として勤務調整なく交替勤務をすることをいい、産前産後休暇、育児休業、介護休業及び休職期間並びに1ヵ月を超える欠勤は返済期間に算入しない。

## 第3条 (奨学生の資格)

奨学生の資格は次に掲げる内容をすべて満たさなければならない。

- ①本規程の主旨を認め、看護師の資格取得を目指し、資格取得後、習志野病院に勤務する意思のある者で、看護学校に在学または入学が決定した者。
- ②看護師奨学金申請書（様式1）を提出する時点での年齢が満35歳に到達していない者
- ③看護学校の最終学年に到達していない者

## 第4条 (奨学生の義務)

奨学生は次に掲げるすべての項目を遵守しなければならない

- ①奨学生は習志野病院の理念及び活動方針を理解するとともに、看護師の資格取得を目標に勉学に励むこと

- ②奨学生は進級した場合は、在学証明書を進級した年の4月末日までに習志野病院総務課に届け出なければならない
- ③奨学生は常に居住を明らかにし、変更があった場合はすみやかに習志野病院総務課へ届け出なければならない
- ④奨学生は、習志野病院より修学状況の報告を求められた場合には、これに応えなければならない
- ⑤奨学生は連帯保証人の居住等の情報に変更が生じた場合は習志野病院 総務課へすみやかに届け出なければならない
- ⑥奨学生は習志野病院の採用試験を看護学校最終学年次に受験しなければならない

#### 第5条 (申請の手続き)

この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して貸与を希望する月の前月の1日までに習志野病院に提出するものとする。

- ①奨学金申請書(様式1)
- ②本人履歴書(写真貼付)
- ③住民票(世帯主の省略のないもの)。ただし、この住民票に連帯保証人の記載がない場合は、別に連帯保証人の住民票(世帯主の省略のないもの)を提出しなければならない。
- ④入学証明書(合格通知書の写し)または在学証明書
- ⑤成績証明書
- ⑥健康診断書(様式6)
- ⑦その他当院が必要と認めたもの

#### 第6条 (奨学金貸与審査及び貸与期間の決定並びに通知)

奨学金貸与の審査及び承認手続きは次の通りとする。

- ①習志野病院 看護部長を起案者とし、前条に定められた関係文書を総務課に提出する
- ②総務課は奨学金規程の適用要件にそって審査した結果が良好であれば、奨学金を希望する者との面接を行い、貸与の可否及び貸与期間の決定については、幹部会議で決定する
- ③審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する(様式5)

#### 第7条 (契約)

奨学金貸与の承認を受けた奨学生は、次に掲げる書類を提出する。

- ①奨学金貸与契約書(様式2)
  - ②振込口座届(様式3)
2. 前項第1号に記載する連帯保証人は、次の各号の要件を備える者とする。
- ①原則として父母兄弟又はこれに準ずる者とする
  - ②国内に住所を有すること

- ③奨学生及び連帯保証人との連絡が確保されていること
- ④成年者で独立した生計を営む者

#### 第8条（貸与期間と貸与方法）

奨学金の貸与期間と貸与方法は次の通りとする。

- ①貸与期間：第6条で決定した期間とする。ただし、貸与期間は、在学する看護学校の所定年数を限度とする
- ②貸与金額：奨学金は月額5万円とする
- ③貸与方法：振込指定口座宛へ銀行振込とする
- ④貸与日：原則毎月25日とし、銀行の休日にあたる場合は、その前日とする
- ⑤利息：無利息

#### 第9条（返済）

奨学金の返済は次の通りとする。

- ①習志野病院に採用された後、奨学金貸与期間と同一の期間、常勤看護師として勤務した場合は、奨学金の返済を全額免除する
- ②奨学生が奨学金貸与期間と同一の期間、常勤看護師として勤務せずに退職した場合は、勤務した年数（1年に満たない月数は切り捨てる）を控除した残りの年数分を速やかに返済するものとする
- ③返済に関し、奨学生が返済不能の場合は、連帯保証人宛に請求し、連帯保証人が返済するものとする

#### 第10条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。該当する者は、看護師奨学金貸与者異動等届出書（様式4）を提出すると同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに返済しなければならない。一括返済は前条第3号と同様とする。

- ①看護学校に入学することができなくなった場合
- ②看護学校を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
- ③休学した場合
- ④留年した場合
- ⑤停学等の処分を受けた場合
- ⑥奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合
- ⑦病院の採用試験が不合格となった場合

#### 第11条（入職辞退と一括返済）

奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、習志野病院に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

- 2 一括返済に関しては、第9条第3号と同様とする

第 12 条 （特例事項）

本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、幹部会議が判断する。

（付則）

この規程は平成 25 年 6 月 1 日より施行する。